

# 令和8年3月分

令和8年4月28日発行

ハローワークちばみなみ



## 求人・求職のバランス、賃金情報

### ☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

3月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

### ☆ 有効求人・有効求職のバランス

### ☆ 産業別求人賃金一覧表

### ☆ 中途採用時賃金月額

令和8年1月～令和8年3月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

### ☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和7年3月～令和7年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

### ☆ 千葉県の最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

### ☆ 地域別最低賃金一覧（47都道府県）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所

〒260-0842

千葉市中央区南町2-16-3

海気館蘇我駅前ビル3階・4階

TEL 043-300-8609

FAX 043-300-8619

# 職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南  
2026年03月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限					上限	下限		
<b>4,119</b>	<b>4,223</b>	<b>0.98</b>	<b>318,665</b>	<b>237,423</b>	<b>246,272</b>	<b>職 業 計</b>	<b>2,446</b>	<b>2,580</b>	<b>0.95</b>	<b>1,515</b>	<b>1,291</b>	<b>1,234</b>
<b>11</b>	<b>29</b>	<b>0.38</b>	<b>415,000</b>	<b>310,000</b>	<b>312,500</b>	<b>A管理的職業従事者</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>-</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,140</b>
0	1	-	0	0	200,000	01 管理的公務員	0	1	-	0	0	0
0	3	-	0	0	375,000	02 法人・団体役員	0	0	-	0	0	0
8	16	0.50	436,667	336,667	300,000	03 法人・団体管理職員	0	3	-	0	0	1,140
3	9	0.33	350,000	230,000	0	04 その他の管理的職業従事者	0	2	-	0	0	0
<b>818</b>	<b>564</b>	<b>1.45</b>	<b>342,318</b>	<b>252,785</b>	<b>270,088</b>	<b>B専門的・技術的職業従事者</b>	<b>367</b>	<b>278</b>	<b>1.32</b>	<b>1,726</b>	<b>1,500</b>	<b>1,469</b>
0	2	-	0	0	0	05 研究者	0	4	-	0	0	1,600
0	2	-	0	0	0	06 農林水産技術者	0	1	-	0	0	0
14	21	0.67	310,000	210,000	300,000	07 製造技術者(開発)	0	5	-	0	0	1,500
5	55	0.09	500,000	300,000	274,286	08 製造技術者(開発を除く)	0	15	-	0	0	1,176
148	40	3.70	432,657	265,174	368,667	09 建築・土木・測量技術者	1	7	0.14	0	0	0
39	93	0.42	378,327	234,818	268,182	10 情報処理・通信技術者	1	17	0.06	0	0	1,000
9	5	1.80	350,000	280,000	210,000	11 その他の技術者	4	3	1.33	2,500	1,250	0
8	10	0.80	344,478	290,895	300,000	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	2	9	0.22	2,500	2,000	2,250
177	68	2.60	320,165	255,803	283,333	13 保健師、助産師、看護師	115	80	1.44	1,834	1,686	1,620
69	24	2.88	329,630	244,836	248,571	14 医療技術者	33	9	3.67	2,540	2,007	1,933
27	27	1.00	272,323	226,448	212,500	15 その他の保健医療従事者	17	9	1.89	1,549	1,320	1,150
280	86	3.26	316,035	252,516	245,000	16 社会福祉専門職業従事者	167	58	2.88	1,346	1,298	1,179
0	4	-	0	0	0	17 法務従事者	1	0	-	1,500	1,140	0
3	5	0.60	210,000	210,000	200,000	18 経営・金融・保険専門職業従事者	1	6	0.17	1,500	1,150	0
13	16	0.81	265,000	210,000	200,000	19 教員	20	8	2.50	2,850	2,100	1,233
0	0	-	0	0	0	20 宗教家	0	0	-	0	0	0
0	5	-	0	0	273,333	21 著述家、記者、編集者	0	5	-	0	0	1,200
2	56	0.04	0	0	241,538	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	19	-	0	0	1,600
0	0	-	0	0	0	23 音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
24	45	0.53	457,143	270,000	221,250	24 その他の専門的職業従事者	5	23	0.22	2,000	1,300	1,458
<b>318</b>	<b>1,303</b>	<b>0.24</b>	<b>271,479</b>	<b>217,041</b>	<b>228,049</b>	<b>C事務従事者</b>	<b>229</b>	<b>647</b>	<b>0.35</b>	<b>1,276</b>	<b>1,217</b>	<b>1,271</b>
196	1,082	0.18	262,364	213,635	223,418	25 一般事務従事者	144	544	0.26	1,266	1,221	1,264
25	83	0.30	243,504	224,784	236,957	26 会計事務従事者	5	35	0.14	1,200	1,200	1,253
24	44	0.55	363,483	222,311	258,333	27 生産関連事務従事者	6	10	0.60	1,154	1,154	1,200
21	59	0.36	238,096	210,240	259,333	28 営業・販売事務従事者	10	13	0.77	1,465	1,180	1,750
0	1	-	0	0	0	29 外勤事務従事者	2	0	-	0	0	0
40	11	3.64	336,565	261,065	325,000	30 運輸・郵便事務従事者	6	5	1.20	1,400	1,400	0
12	23	0.52	193,500	193,500	192,500	31 事務用機器操作の職業	56	40	1.40	1,220	1,140	1,200
<b>201</b>	<b>197</b>	<b>1.02</b>	<b>316,586</b>	<b>218,787</b>	<b>262,439</b>	<b>D販売従事者</b>	<b>48</b>	<b>98</b>	<b>0.49</b>	<b>1,272</b>	<b>1,168</b>	<b>1,174</b>
92	103	0.89	325,703	207,506	235,652	32 商品販売従事者	47	85	0.55	1,272	1,168	1,188
0	7	-	0	0	0	33 販売類似職業従事者	0	1	-	0	0	0
109	87	1.25	294,146	246,554	296,667	34 営業職業従事者	1	12	0.08	0	0	1,123
<b>528</b>	<b>374</b>	<b>1.41</b>	<b>268,496</b>	<b>221,836</b>	<b>224,030</b>	<b>Eサービス職業従事者</b>	<b>869</b>	<b>298</b>	<b>2.92</b>	<b>1,668</b>	<b>1,320</b>	<b>1,196</b>
0	0	-	0	0	0	35 家庭生活支援サービス職業従事者	1	2	0.50	1,250	1,200	1,300
328	125	2.62	268,995	227,085	221,905	36 介護サービス職業従事者	544	87	6.25	1,832	1,378	1,224
67	20	3.35	227,729	197,897	180,000	37 保健医療サービス職業従事者	32	10	3.20	1,213	1,152	1,320
16	22	0.73	306,000	238,000	238,000	38 生活衛生サービス職業従事者	20	8	2.50	1,700	1,417	1,076
29	89	0.33	304,713	221,043	229,091	39 飲食調理従事者	122	104	1.17	1,250	1,184	1,182
45	54	0.83	248,094	207,125	241,667	40 接客・給仕職業従事者	74	35	2.11	1,811	1,244	1,183
2	33	0.06	0	0	211,429	41 居住施設・ビル等管理人	2	18	0.11	0	0	1,197
41	31	1.32	287,435	239,605	202,000	42 その他のサービス職業従事者	74	34	2.18	1,320	1,272	1,156
<b>84</b>	<b>47</b>	<b>1.79</b>	<b>222,081</b>	<b>212,071</b>	<b>231,429</b>	<b>F保安職業従事者</b>	<b>356</b>	<b>29</b>	<b>12.28</b>	<b>1,528</b>	<b>1,246</b>	<b>1,128</b>
0	1	-	0	0	0	43 自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44 司法警察職員	0	0	-	0	0	0
84	46	1.83	222,081	212,071	231,429	45 その他の保安職業従事者	356	29	12.28	1,528	1,246	1,128
<b>17</b>	<b>27</b>	<b>0.63</b>	<b>280,000</b>	<b>240,000</b>	<b>250,000</b>	<b>G農林漁業従事者</b>	<b>25</b>	<b>21</b>	<b>1.19</b>	<b>1,426</b>	<b>1,223</b>	<b>1,170</b>
17	27	0.63	280,000	240,000	250,000	46 農業従事者	25	20	1.25	1,426	1,223	1,170
0	0	-	0	0	0	47 林業従事者	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48 漁業従事者	0	0	-	0	0	0
<b>619</b>	<b>240</b>	<b>2.58</b>	<b>340,650</b>	<b>230,193</b>	<b>268,200</b>	<b>H生産工程従事者</b>	<b>50</b>	<b>77</b>	<b>0.65</b>	<b>1,377</b>	<b>1,221</b>	<b>1,189</b>
14	9	1.56	240,000	208,500	225,000	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	0	-	0	0	0
63	15	4.20	233,200	201,900	220,000	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	0	2	-	0	0	1,200
1	6	0.17	300,000	250,000	250,000	51 機械組立設備制御・監視従事者	0	4	-	0	0	1,200
130	38	3.42	408,668	233,577	278,889	52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	18	9	2.00	1,380	1,140	1,200
56	40	1.40	267,372	227,384	241,000	53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	15	27	0.56	1,240	1,140	1,120
37	14	2.64	296,667	250,000	250,000	54 機械組立従事者	5	6	0.83	1,350	1,170	1,140
242	43	5.63	342,247	233,186	387,500	55 機械整備・修理従事者	8	12	0.67	1,483	1,417	1,180
24	5	4.80	311,333	222,667	0	56 製品検査従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	1,200
15	8	1.88	219,333	192,667	213,333	57 製品検査従事者(金属製品を除く)	0	6	-	0	0	1,287
4	7	0.57	0	0	250,000	58 機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
33	55	0.60	404,938	236,388	242,000	59 生産関連・生産類似作業従事者	4	10	0.40	0	0	0
<b>339</b>	<b>246</b>	<b>1.38</b>	<b>305,425</b>	<b>250,001</b>	<b>282,449</b>	<b>I輸送・機械運転従事者</b>	<b>145</b>	<b>53</b>	<b>2.74</b>	<b>1,317</b>	<b>1,292</b>	<b>1,200</b>
0	0	-	0	0	0	60 鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
271	122	2.22	316,802	256,580	298,214	61 自動車運転従事者	142	38	3.74	1,323	1,298	1,225
0	0	-	0	0	0	62 船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
43	52	0.83	260,483	220,708	255,556	63 その他の輸送従事者	0	5	-	0	0	0
25	72	0.35	312,400	263,125	265,833	64 定置・建設機械運転従事者	3	10	0.30	1,140	1,140	1,000
<b>875</b>	<b>71</b>	<b>12.32</b>	<b>379,105</b>	<b>255,582</b>	<b>275,000</b>	<b>J建設・採掘従事者</b>	<b>37</b>	<b>14</b>	<b>2.64</b>	<b>1,375</b>	<b>1,225</b>	<b>1,513</b>
135	11	12.27	426,154	278,885	0	65 建設躯体工事従事者	0	1	-	0	0	1,100
260	23	11.30	367,581	245,552	270,000	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	29	7	4.14	1,500	1,200	0
159	19	8.37	372,781	246,496	316,667	67 電気工事従事者	2	1	2.00	0	0	2,300
320	18	17.78	370,240	257,001	262,500	68 土木作業従事者	6	5	1.20	1,250	1,250	1,140
1	0	-	0	0	0	69 採掘従事者	0	0	-	0	0	0
<b>309</b>	<b>499</b>	<b>0.62</b>	<b>281,302</b>	<b>230,742</b>	<b>218,111</b>	<b>K運搬・清掃・包装等従事者</b>	<b>320</b>	<b>643</b>	<b>0.50</b>	<b>1,240</b>	<b>1,185</b>	<b>1,148</b>
175	189	0.93	269,194	229,075	232,778	70 運搬従事者	30	75	0.40	1,440	1,238	1,229
56	58	0.97	351,255	267,684	181,250	71 清掃従事者	119	188	0.63	1,179	1,152	1,095
18	12	1.50	199,760	199,760	0	72 包装従事者	38	23	1.65	1,195	1,170	1,213
60	240	0.25	274,727	216,050	213,043	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	133					

# 有効求人・有効求職のバランス (令和8年3月分)

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常用

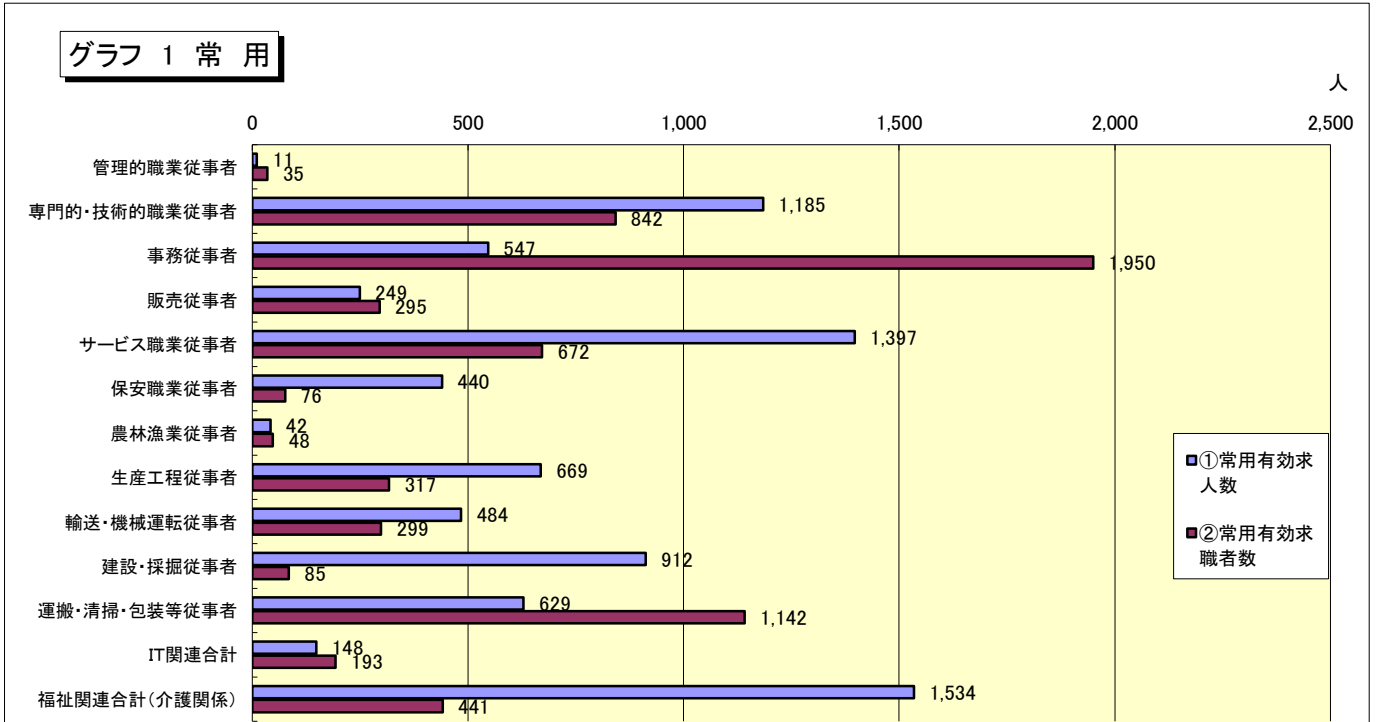
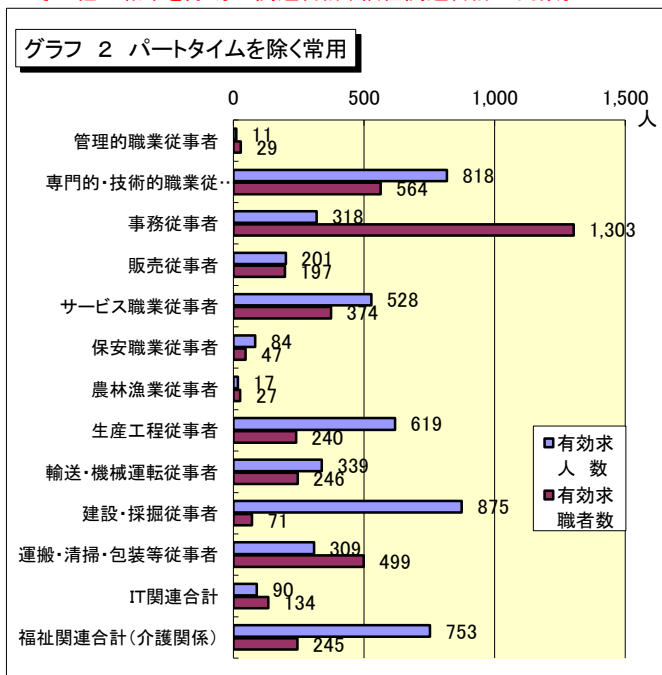


表 有効求人人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

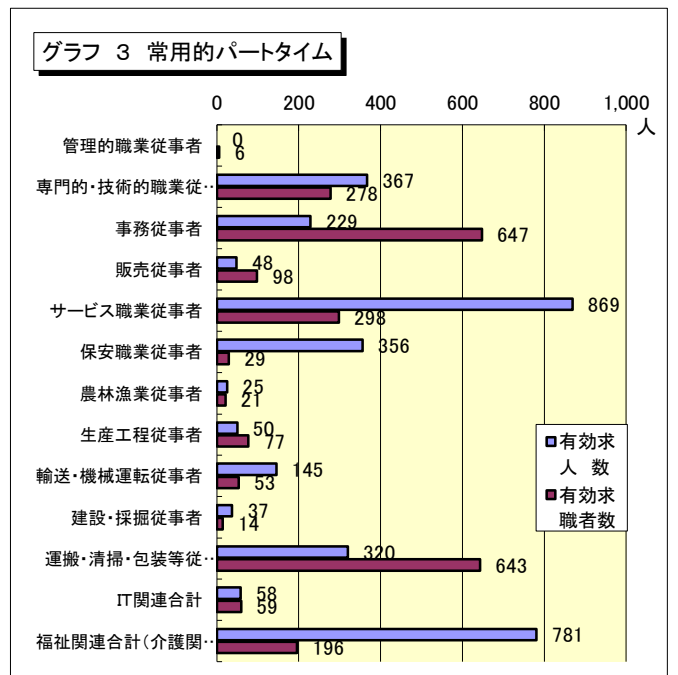
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合計	6,565	5,761	1.14	4,119	3,597	1.15	2,446	2,164	1.13
管理的職業従事者	11	35	0.31	11	29	0.38	0	6	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,185	842	1.41	818	564	1.45	367	278	1.32
事務従事者	547	1,950	0.28	318	1,303	0.24	229	647	0.35
販売従事者	249	295	0.84	201	197	1.02	48	98	0.49
サービス職業従事者	1,397	672	2.08	528	374	1.41	869	298	2.92
保安職業従事者	440	76	5.79	84	47	1.79	356	29	12.28
農林漁業従事者	42	48	0.88	17	27	0.63	25	21	1.19
生産工程従事者	669	317	2.11	619	240	2.58	50	77	0.65
輸送・機械運転従事者	484	299	1.62	339	246	1.38	145	53	2.74
建設・採掘従事者	912	85	10.73	875	71	12.32	37	14	2.64
運搬・清掃・包装等従事者	629	1,142	0.55	309	499	0.62	320	643	0.50
IT関連合計	148	193	0.77	90	134	0.67	58	59	0.98
福祉関連合計(介護関係)	1,534	441	3.48	753	245	3.07	781	196	3.98

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



## 産業別求人賃金一覧表

令和8年3月分

ハローワーク千葉南

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	326,000	1,470
総合工事業	318,000	1,410
E 製造業	278,000	1,260
食料品製造業	259,000	1,180
繊維工業	-	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	272,000	-
印刷・同関連業	210,000	-
化学工業	272,000	-
プラスチック製品製造業	248,000	-
金属製品製造業	294,000	1,280
生産用機械器具製造業	297,000	-
電気機械器具製造業	-	-
（民生用電気機器等）	-	-
（電子機器等）	270,000	-
輸送用機械器具製造業	250,000	-
（自動車・同附属品製造業）	-	-
（精密機械器具等）	-	-
その他の製造業	239,000	-
G 情報通信業	303,000	1,880
H 運輸業，郵便業	273,000	1,220
I 卸売業，小売業	265,000	1,290
卸売業	236,000	1,140
小売業	268,000	1,320
J 金融業，保険業	-	1,350
K 不動産業，物品賃貸業	269,000	1,200
M 宿泊業，飲食サービス業	277,000	1,230
宿泊業	-	1,140
飲食店	277,000	1,260
O 教育，学習支援業	322,000	1,680
P 医療，福祉	267,000	1,490
医療業	263,000	1,410
社会保険・社会福祉・介護事業	269,000	1,520
Q 複合サービス事業	-	-
R サービス業（他に分類されないもの）	256,000	1,350

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

# 中途採用時賃金月額

【令和8年1月～令和8年3月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分	年齢計	19歳	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65歳	対象者数 (単位:人)	
		以下	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	以上		
産業別	農業、林業、漁業	231	194	221	222	231	234	255	253	252	234	226	211	308
	鉱業、採石業、砂利採取業	261	0	0	220	275	290	0	178	452	220	247	300	15
	建設業	276	218	235	268	280	284	297	313	318	309	294	253	3,715
	製造業	269	197	217	247	258	282	284	297	309	309	267	238	2,364
	電気・ガス・熱供給・水道業	373	0	313	312	321	250	0	377	497	730	238	670	35
	情報通信業	339	0	243	285	343	314	450	456	424	405	389	440	264
	運輸業、郵便業	272	202	251	264	275	270	286	291	287	273	274	233	2,535
	卸売業、小売業	268	204	220	253	275	280	277	296	299	308	260	228	3,085
	金融業、保険業	251	0	203	231	262	255	262	253	247	327	338	182	248
	不動産業、物品賃貸業	276	174	235	262	280	257	298	288	316	398	238	183	427
	学術研究、専門・技術サービス業	285	235	223	263	280	304	296	328	309	353	236	309	714
	宿泊業、飲食サービス業	250	207	235	245	242	251	247	283	280	259	248	234	1,102
	生活関連サービス業、娯楽業	258	217	234	253	283	278	278	269	249	257	269	205	803
	教育、学習支援業	275	224	230	256	263	313	302	295	283	281	252	226	306
	医療、福祉	261	211	235	266	279	273	266	267	261	258	249	215	5,512
	複合サービス事業	227	0	223	223	251	265	219	229	219	254	0	135	55
	サービス業(他に分類されないもの)	249	208	228	251	254	260	273	256	265	273	224	195	2,163
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	287	0	234	264	200	355	271	276	352	270	312	323	64
	職業別	専門的・技術的職業	292	217	245	283	297	296	307	305	314	309	299	251
管理的職業		339	238	232	272	290	343	337	372	377	484	385	219	451
事務的職業		270	205	231	257	281	275	273	278	281	300	265	271	3,228
販売の職業		255	208	225	250	255	266	275	261	286	273	235	223	1,582
サービスの職業		246	204	224	243	253	260	260	265	256	251	229	206	6,129
保安の職業		229	245	230	239	239	253	246	234	255	233	224	189	248
農林漁業の職業		222	194	219	212	224	228	237	250	228	209	222	196	259
運輸・通信の職業		270	190	247	262	266	268	283	293	287	277	263	221	2,593
生産工程・労務の職業		263	216	230	256	268	275	277	296	290	287	269	246	4,534
規模別	4人以下	265	227	238	267	273	269	271	280	280	279	260	227	3,133
	5～29人	263	211	229	258	266	264	275	286	286	279	260	233	8,215
	30～99人	268	206	233	254	266	276	280	285	286	292	273	223	4,940
	100～299人	266	210	230	251	273	279	283	286	287	285	260	215	3,443
	300～499人	276	210	233	260	292	300	296	309	289	276	267	236	1,187
	500～999人	269	198	233	266	276	285	289	274	278	291	253	193	1,430
	1,000人以上	271	189	224	266	302	327	298	277	274	268	228	230	1,367

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

# 新規学校卒業生初任給情報【令和7年3月卒業生】

ハローワーク千葉南・千葉労働局  
月額(単位:千円)

地域別・学歴別 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中学	高校	短大	大学	中学	高校	短大	大学
合計		-	213	235	263	183	211	226	250
産 業 別	農業、林業、漁業	-	-	* 228	-	-	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	* 198	-	* 241
	建設業	-	202	* 238	262	* 172	228	236	268
	製造業	-	217	230	254	-	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	* 241	-	-	-	212	* 265	253
	情報通信業	-	-	* 200	* 222	-	220	213	243
	運輸業、郵便業	-	216	* 206	264	-	218	222	248
	卸売業、小売業	-	203	248	247	* 189	208	212	241
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	215	* 214	249
	不動産業、物品賃貸業	-	-	* 215	* 245	* 200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	-	200	* 211	228	-	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	-	* 190	* 260	* 227	* 195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	-	218	227	* 228	-	209	223	240
	教育、学習支援業	-	-	261	* 265	-	202	237	262
	医療、福祉	-	202	230	275	* 196	203	231	255
	複合サービス事業	-	* 201	-	* 206	-	200	* 213	227
サービス業(他に分類されないもの)	-	203	* 245	257	-	218	218	246	
公務(他に分類されるものを除く)、その他	-	-	-	-	-	-	-	* 239	
職 業 別	専門的・技術的職業	-	214	239	274	* 190	211	231	256
	管理的職業	-	* 202	-	* 350	-	215	226	298
	事務的職業	-	213	224	243	-	208	213	246
	販売の職業	-	199	255	250	-	211	216	244
	サービスの職業	-	206	226	248	* 203	208	227	241
	保安の職業	-	-	-	* 246	* 200	222	222	237
	農林漁業の職業	-	-	* 223	* 216	-	* 205	221	225
	運輸・通信の職業	-	201	* 201	* 224	* 190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	-	221	240	248	* 164	214	225	246
規 模 別	29人以下	-	195	230	235	* 171	211	227	243
	30人～99人	-	212	232	240	* 200	210	227	249
	100人～299人	-	214	223	260	-	210	226	248
	300人以上	-	216	245	271	-	213	224	251
対象人員(人)		0	425	166	367	12	2,666	2,107	6,228

(注1) 賃金欄の「\*」は対象人員が10人未満であることを、また「-」は対象者がいないことを表しています。

(注2) 毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

# 千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	<b>1,140</b>	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	<b>1,140</b>	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	<b>1,210</b>	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	<b>1,140</b>	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	<b>1,169</b>	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	<b>1,140</b>	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	<b>1,140</b>	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	<b>1,140</b>	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328  
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省  
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

# 地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

( )内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ 検索

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

